

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、高松市下笠居土地改良区が土地改良事業（単独市費補助土地改良事業（小規模ほ場整備事業）神在川窪地区）を行うことについて平成21年2月3日適当と決定した。

その関係書類を高松市産業経済部土地改良課において平成21年2月17日から同年3月9日まで縦覧に供する。

平成21年2月10日

香川県知事 真 鍋 武 紀